

昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 課税標準及び税率(第七条)
第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
第四章 雜則(第十五条—第二十条)
第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

この法律は、印紙税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納稅義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないもののとされる文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。
(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第一号から第二十号までの課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 文書を除く。)に、同表第一号から第十七号まで、文書を新たに作成したものとみなす。

第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第六号まで及び第九号の課税文書を除く。)により証されるべ

き事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる金額である。第九条第三項において、当該各号に掲げる金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる金額である。

5 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの、当該作成場所

6 第二号第一号の課税文書により証されるべき事項

7 別表第一第十七号の課税文書(物件名の欄に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項

8 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項

9 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

10 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

11 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

12 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

13 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

14 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

15 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

16 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

17 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

18 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

19 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

20 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

21 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

22 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

23 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認による課税文書これらに係る承認を受けた税務署に係る課税文書の記載金額が明確な所とし、印紙税の保全上不適当であると認めるとときは、当該請求を棄却することができる。

二 第九条第一項の請求による課税文書、当該請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

4 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

5 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

6 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

7 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

8 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

9 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

10 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

11 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

12 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

13 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

14 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

15 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

16 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

17 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

18 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

19 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

20 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

21 别表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

22 别表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

23 别表第一第一号の課税文書により証されるべき事項

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるとときは、当該請求を棄却することができる。

4 (印紙税納付計器の使用による納付の特例)

5 第十条課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器により表示することにより、当該印紙税納付計器に押すことをいう。以下同じ。)をその設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた税務署に係る課税文書の区分に応じ、同項の税

6 第十一条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

7 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

8 第十三条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

9 第十四条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

10 第十五条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

11 第十六条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

12 第十七条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

13 第十八条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

14 第十九条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

15 第二十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

16 第二十一第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

17 第二十二第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

18 第二十三第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

19 第二十四第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

20 第二十五第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

21 第二十六第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

22 第二十七第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

23 第二十八第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

24 第二十九第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

25 第三十第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

26 第三十一第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書、当該印紙

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)が、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納付されなかつた場合には、当該課税文書の作成者が税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していなければ、その申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書についての国税通則法第三十二条第一項(賦課決定期による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかるわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙税を消さなかつた場合には、当該印紙税の納付されなかつたときは、当該課税文書の作成者が千円に満たないときは、これを千円とする。

前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税

7 第二十一章 第五章 罰則

第一項の過怠税の税目は、印紙税

とする。

第五章 罰則

第一項の過怠税の税目は、印紙税

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

四 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

五 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

六 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

七 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

八 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

九 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十二 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十三 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十四 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十五 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十六 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十七 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十八 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

十九 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十二 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十三 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十四 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十五 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十六 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十七 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十八 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二十九 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の総会等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認に係る委任状については、同日に受け取ったものとみなす。

第四条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていて旧法第一条に規定による前項の過怠税についての決定(納付方法の特例に関する一般的経過規定)

第五条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

第六条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていて旧法第一条に規定による前項の過怠税についての決定(納付方法の特例に関する一般的経過規定)

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

第九条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていて旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

第十条 農業協同組合中央会の特例

第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条等に規定する特例の規定により引き続きその名稱中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

第十三条(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、附則第六条及び附則第十三条から第三十条までの規定は、公布の日から起算して三月

月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

第二条 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けた者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合において、当該預貯金

通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受けたものとみなす。

第三条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第四条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第五条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第六条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第七条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第八条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第九条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第十条(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第十一條(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第十二條(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第十三條(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第十四條(附則の適用関係)

前項の表示をしているものとみなす。

第一条

第二条

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二条

第一百三条

第一百四条

第一百五条

第一百六条

第一百七条

第一百八条

第一百九条

第一百十条

第一百十一条

第一百十二条

第一百十三条

第一百十四条

第一百十五条

第一百十六条

第一百十七条

第一百十八条

第一百十九条

第一百二十条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

3 新法第四条第二項の規定中新株買付契約書に係る部分は、新法第十三条第一項に規定する交付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取つた該承認に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。

4 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年三月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二七日法律第八
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適
用する。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第
六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五四年一二月二八日法律第
七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後
における国家公務員共済組合等からの年金の
額の改定に関する法律第十二条第三項、第十
一条の二第三項及び第十二条の三第四項の改
正規定を除く。）、第二条中国家公務員共済組
合法第二十一条第一項第三号及び第八十八條
の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第二条第三項、第一百一十条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五项、第三十一条第二項から第五项まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く）、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十五条の規定 公布の日
附 則（昭和五四年一二月二八日法律第六七六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
(一般的経過措置)
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書については、なほ從前の例による。
(税印による納付の特例に関する経過措置)
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。
(前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により從前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。
(過怠税の徴収に関する経過措置)
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。
2 指定日以後、新法第二十条の規定により、指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
1 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において
該過怠税の合計額が五百円に満たないと
は、これを五百円とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附
則の規定により從前の例によることとされる印
紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお從前の例によ
る。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四
八号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和五六年六月九日法律第七
三号) 抄**

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第
十二条から第十四条まで及び第十六条から第三
十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日か
ら施行する。

**附 則 (昭和五六年六月九日法律第七
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の
施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行す
る。

**附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第七
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から
施行する。

**附 則 (昭和五六年六月一一日法律第七
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和五六年六月一一日法律第七
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一日法律第三
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
それぞれ當該各号に掲げる日から施行する。

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第百四十八条から第五十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二）を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定（昭和五十七年十二月三十一日まで）の間において政令で定める日

附 則（昭和五七年六月二二日法律第六三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年五月二七日法律第五九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月三日法律第八二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月七日法律第六四一号）抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）第二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第十七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)	
第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	
(施行期日)	
第一条 この法律は、昭和五九年八月一四日法律第七五号抄	
(施行期日) 附則 (昭和五九年一二月二十五日法律第八八七号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。	
(政令への委任) 第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六〇年五月三一日法律第四三号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。	
(政令への委任) 第三十条 附則 (昭和六〇年五月三一日法律第四三号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。	
(政令への委任) 第三十一条 附則 (昭和六〇年一二月六日法律第九二号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(施行期日) 第二十二条 附則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十三条 附則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一〇六号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十五条 附則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、附則第九条(地方税法第七十二条の五第五項第四号の改正規定)、附則第十三条から第二十二条までの規定内において政令で定める日から施行する。	
(施行期日) 第二十六条 附則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十七条 附則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、附則第九条(地方税法第七十二条の五第五項第四号の改正規定)及び附則第十一条の改正規定に限る)及び附則第十三	
(施行期日) 第二十八条 附則 (昭和六一年五月三〇日法律第七七号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六一年六月一二日法律第七九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる範囲内において政令で定める日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六一年六月一二日法律第七九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。	
(政令への委任) 第三十六条 附則 (昭和六一年六月一二日法律第七九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。	
(政令への委任) 第三十七条 附則 (昭和六一年六月一二日法律第七九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六一年六月一二日法律第七九号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六三年五月一七日法律第四〇号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六三年五月一七日法律第四〇号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六三年五月一七日法律第四〇号抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六四年一月一日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六四年一月一日法律第四一號抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(施行期日) 第二十九条 附則 (昭和六四年一月一日法律第四一號抄)	
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。	

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九)

八号 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公表の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(罰則に関する経過措置) 公表の日

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イからチまで 略

リ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定

(雇用・能力開発機構の項を削る部分、中

小企業総合事業団の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く) 及び同法別表第三の改正規定(農畜産業振興事業団法(平成九年法律第四十九号)、第二十二条第一項第二号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る部分、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十九号)、第二十三条第一項第二号(業務)の業務に関する文書の項を削る部分、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六百六十一号)、第十八条第一項第一号、第二号及び第八号(業務の範囲等)の業務に関する文書の項を削る部分並びに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究開発機構法(平成十一年法律第六百六十二号)、第十三条第一号から第三号まで(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る部分に情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)、第二十条第一項第三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を加える部分に限る) 平成十六年一月五日

第五章 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究開発機構法(平成十一年法律第六百九十二号)、第十四条第一項第一号、第二号及び第八号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る部分並びに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究開発機構法(平成十一年法律第六百九十二号)、第十三条第一項第一号から第三号まで(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る部分に情報処理の促進に関する法律(昭和四十年法律第十号)、第四十七条の四第一号(産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務)の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)、第四十七条の四第一号(産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務)の業務に関する文書の項を改める部分に限る) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る) 平成十六年四月一日

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る) 平成十六年四月一日

イからニまで 略

七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

九 次に掲げる規定 平成十六年四月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五条)第六条第一項第一号(通信・放送機器の業務)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第十七号)第六条第一項第一号(通信・放送機器の業務)の特例)の業務に関する文書の項を改める部分に限る) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五条)第六条第一項第一号(通信・放送機器の業務)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第十七号)第六条第一項第一号(通信・放送機器の業務)の特例)の業務に関する文書の項を改める部分に限る) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の施行の日イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定(中小企業総合事業団の項を削る部分に限る) 及び同法別表第三の改正規定(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第四十条第一項第一号(業務)の業務)特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第十二号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務)の業

イからニまで 略

一 次に掲げる規定 平成一五年六月一八日法律第九号

イからニまで 略

ホ 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(附則第一号(この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する) 平成一五年五月一六日法律第四号)抄

イからニまで 略

二号)第八条第一号及び第三号から第五号まで(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号

イからニまで 略

三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

十九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

二十九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

三十九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

四十九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十六号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十七号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十八号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

五十九号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十一号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十二号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十三号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十四号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

六十五号) 第十一条中印紙税法別表第一の改正規定(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 平成十六年三月一日

イからニまで 略

</

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二

(罰則に関する経過措置)

第一号 抄 (平成一八年三月三一日法律第二

(罰則に関する経過措置)

第二号 抄 (平成一八年三月三一日法律第二

(罰則に関する経過措置)

第三号 抄 (平成一八年三月三一日法律第二

(施行期日)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二千零四年四月一日から施行する。

該各号に定める日から施行する。

六 一から五まで 次に掲げる規定

九年法律第百九号
イからニまで 略 の施行の日

本第七条中印紙税法別表第一の改正規定（罰則に関する経過措置）

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定があつては、当該規定。以下この條をおひ

規定による。ただし、当該規定により、その争いに付いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなら、前項の別二二から二二二三へする場

規定はよりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては行為に対する

る。罰則の適用については、なお従前の例によ

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合における二の法律

年四月一日後となる場合にはおけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する

必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に関し必要な経

過措置は、政令で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この去律の施行に必要な怪過措置は、政令で

の沿道の旅行に關し必要な総括措置は、政令で定める。

附 則（平成二年三月三日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
(施行期日)

施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第

三項が第7項及び第一項から第三項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えて範囲内において二箇令度定めの運行一

な範囲内において政令で定める日から施行する。

○号) 抄 附 則 (平成二一年七月一五日法律第八

第一條 この法律は、公布の日から起算して六用
(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する
(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第二号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に、第二号に関連する税制上の措置についても含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方にについて、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることと踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則 (平成二十五年五月三一日法律第二

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。た

附 則 (平成二十五年六月二六日法律第六

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中國民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中國民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

(印紙税法一部改正に伴う経過措置)

四十六条及び第一百五十三条の規定

附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

(印紙税法一部改正に伴う経過措置)

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十二条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法律第三

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二六日法律第六

(施行期日) 抄

し、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法律第三

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二六日法律第六

(施行期日) 抄

当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項と併記され、又は該各号に掲げる文書に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当するものと定めることとなる場合には、次に定めるところによりそ
の所属を決定する。

第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書と同様に該当する。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金（同号の定義の欄1に規定する売上代金）を超過するものと定めることとする。以下この通則において同じ。)に係る受取金額（百万円を超えるものに限る。）の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することがができる場合には、その合計額。以下この口において同じ。)が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下この口に

第三号から第十七号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額（百万円を超えるものに限る。）の記載があるときは、第十七号に掲げる文書とする。

二　本に規定する場合を除くほか、第十八号から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。

本　第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円を超えるもの、第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えるもの又は第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が百万円を超えるものは、それぞれ第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とする。

四　この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他の当該文書により証されるべき事項に係る金額（以下この4において「契約金額等」という。）として当該文書に記載された金額（以下この4において「記載金額」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ　当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ　当該文書が2の規定によりこの表の二以上上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一)　当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のいずれの号に掲げる文書に所属するところなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

（三）当該文書が第十七号に掲げる文書（3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。）のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関しては、又は口の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額（当該金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該受取書の記載金額とする。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

ものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

(一) 次の(一)から(三)までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書(この表に掲げる文書を除く。)の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(三) 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額とする。

当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外貨貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項(外国為替相場)の規定により財務大

取る金銭又は有円以下のもの、当該
価証券の受取書の千円
をいい、次に掲五百万円を
げる受取書を含むものとする。
イ 当該受取書の二千円
に記載されてい超え三千万円を
る受取金額が以下のも
部に売上代金が以下のも
含まれている金の四千円取書
錢又は有価証券二千万円を3 有価
の受取書及び当超え三千万証券又は
該受取金額の全円以下のも第八号、
部又は一部が売の六千円第十二号
上代金であるか三千万円を、第十四
どうかが当該受超え五千万号若しく
該受取事項円以下のものは前号に
により明らかに的一万円掲げる文
されない五千円を書に追記し
取書の記載事項円以下のものは前号に
の受取書 口 他人の事務の二万円
の委託を受けた一億円を超
者(以下この欄え三億円以
において「受託下のもの
者」という。)が四万円
当該委託をした二億円を超
者(以下この欄え三億円以
において「委託下のもの
者」という。)に六万円
代わつて売上代三億円を超
金を受け取る場え五億円以
合に作成する金下のもの
合に作成する預下のもの
貯金口座への振十五万円
の受取書(銀行五億円を超
その他の金融機三十億円を超
関が作成する預三十億円を超
金又は有価証券十萬円
の受取書(銀行五億円を超
同じ。) く。ニにおいて
く。その他これに類するもの
るもので政令で二十万円
定めるものを除二
く。二において
げる受取書一
以外の受

株式会社日本貿易保険	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本銀行	株式会社沖縄開発銀行	株式会社沖縄開発融公庫	名称の二関係	別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条）		十二 判取帳	十二 判取帳とは、一冊につき四千円
						第一号、第二号、第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する帳簿をいう。	第一号、第二号、第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する		
十五年法律第六十号）	融公庫法（平成十九年法律第三十号）	九号（昭和二十七号）	行法（平成二十三年法律第三十一号）	会社法及び株式会社沖縄開発融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	根拠法	つき二以上の相手方から付込証明を受けるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する	第一号、第二号、第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する	第一号、第二号、第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する	第一号、第二号、第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項に手方から付込証明を受ける目的で作成する

漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十九年法律第三百四十六号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
会員会	広域臨海環境整備センター（昭和五十六年法律第七十六号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
住宅街区整備組合	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十七号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金庫	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
融機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十九年法律第二百二十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公團情報システム機構法（平成二十九年法律第二百二十四号）
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第八十二号）
人材会	年法律第一百八十八号）
中小企業団体中央会	年法律第一百八十八号）
独立行政法人独立行政法人通則法（平成十二年法律第一百八十一号）	（その資本金の年法律第三百三号）及び同法第一
額若しくは出資	（その資本金の年法律第三百三号）及び同法第一

の金額の全部が条第一項（目的等）に規定する

の金額の全部が 国若しくは地方 公共団体の所有 に属しているも の又はこれに類 するもののうち 、財務大臣が指 定をしたものに 限る。)	独立行政法人農 林漁業信用基金 法(平成十四年法律第百二十八号)	土地改良区 土地改良区連合 号)	土地開発公社 土地改良区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
放送大学学園	放送大学学園	日本赤十字社	日本下水道事業 団	日本下水道事業 団法(昭和四十年 法律第一百十九号)
農業信用基金協 会	農業信用基金協 会	日本中央競馬会	日本司法支援セ ンター	日本下水道事業 団法(昭和四十年 法律第一百三十三号)
防災街区整備事 業組合	防災街区整備事 業組合	日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年 法律第七十四号)	日本勤労者住宅 協会法(昭和四十 一年法律第三百三十三号)
文書名	別表第三 非課税文書の表(第五条関係)	日本年金機 構	日本年金機 構	日本勤労者住宅 協会法(昭和四十 一年法律第三百五号)
国庫金又は地方公共団体の公金の取 扱いに関する文書	律第百五十六号) 放送大学学園法(平成十四年法 律第百五十九号)	日本年金機 構法(平成十九年法 律第一百九号)	日本年金機 構法(平成十九年法 律第二百四号)	日本勤労者住宅 協会法(昭和四十 一年法律第二百五号)

三

<p>又書 事業の範囲の特例) の事業に関する文書</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) 第二十校振興・共済事業団 三条第一項第二号(業務)の業務に関する文書</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) 第二十校振興・共済事業団 三条第一項第二号(業務)の業務に関する文書</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) 第二十校振興・共済事業団 三条第一項第二号(業務)の業務に関する文書</p>	<p>は地方公 団体の公 金の取 扱いを する者</p> <p>同法第二 条第三項(定 義)に規定 する中央会 議</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法 法(平成十四年法律第百四十七号)人中小企業 第十五条第一項第一号から第四号まで基盤整備機 構(中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号))第三 十九条第一項の規定による特定の地 域における施設の整備等の業務に限 る) 第十一号、第十三号、第十六 号並びに第十七号(業務の範囲)に 掲げる業務並びに独立行政法人中小 企業基盤整備機構法第十五条第二項 の業務(同項第三号及び第七号に掲 げる業務を除く)並びに同法附則 第八条(旧繊維法に係る業務の特 例)、第八条の二第一項(旧新事業 創出促進法に係る業務の特例)及び 第八条の四第一項(旧特定産業集積 活性化法に係る業務の特例)の業務 並びに同法附則第八条の八第一号及 び第二号(改正前中小強化法等に係 る業務の特例)に掲げる業務に關す る文書</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構 国立研究開 発法人情報通信研究機 構(平成十一年法律第百六十二号)の業務及び特定通 信法(平成十一年法律第百六十二号)の業務</p> <p>第十四条第一項第一号から第八号ま で(業務の範囲)の業務及び特定通 信・放送開発事業実施円滑化法(平 成二年法律第三十五号)第六条第一 項第一号(機構による特定通信・放 送開発事業の推進)の業務に關す る文書</p>
---	--

国

立研究開発法人農業・食品産業技術研究開発機構法(平成十四年法律第六百六十一号)第十九条第一号(業務の範囲等)の業務に関する文書	独立行政法人農業・食品産業技術研究開発機構	独立行政法人農業・食品産業技術研究開発機構	独立行政法人農業・食品産業技術研究開発機構	独立行政法人農業・食品産業技術研究開発機構
立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十号)第五十一条第一項第一号(業務の範囲等)の業務に関する文書	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構
立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第八十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構
立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成二十八年法律第八十九号)第八十七条第一号及び第六号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(業務の範囲)の業務に関する文書	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構
立研究開発法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十一条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
立研究開発法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十一条第一項第一号(業務の範囲)に規定する生計困難者に対する通帳による貸付金に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
立研究開発法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十一条第一項第一号(業務の範囲)に規定する生計困難者に対する通帳による貸付金に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構

